

(仮称) 新すまいる子どもプラン骨子 (案) について

= 計 画 の 構 成 =

第 1 章 すまいる子どもプランの総括

- 1 プランの概要
- 2 プランの実施状況
- 3 プランの点検・評価

第 2 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の位置づけ

第 3 章 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題

- 1 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状
- 2 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

第 4 章 計画の基本的な考え方

- 1 目標
- 2 基本理念

第 5 章 計画の施策体系と取組・事業

第 6 章 計画の推進

第 7 章 資料

- 1 統計資料
- 2 関係法令

第1章 すまいる子どもプランの総括

1 プランの概要

すまいる子どもプランは、平成17年に施行した「次世代育成支援対策推進法」で市町村に義務付けられた行動計画の後期計画（平成22年度から平成26年度までの計画期間）として策定しました。

計画では、目標を“子どもを生み育てることが幸せと感じられ、子どもの笑顔があふれるまち”と掲げ、この目標実現のために“ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援”を基本理念として6つのプロジェクトを設定し総合的に施策を展開してきました。

また、実施状況については、毎年度、三条市子ども未来委員会に意見を聴きながら事業内容の見直しを行い実施してきました。

2 プランの実施状況

計画の新規・拡充事業については、30事業のうち2事業を除いて実施しました。この未実施の2事業についても、計画の趣旨を踏まえて検討してきました。

なお、各プロジェクトの新規・拡充事業の実施状況は、次表のとおりです。

6つのプロジェクト	施策	新規・拡充事業	実施状況
ハッピー子育てプロジェクト	子育ての不安感・負担感の緩和	プレパパ・プレママ教室の実施	実施
		子育て出前講座の実施	実施
		子育てアドバイスブックの配布	作成、配布
		父親の子育て応援事業の実施	実施
	親子が気軽に集える場づくり	子育て支援センターの拡充	1か所開設
	子どもの健やかな成長への支援	幼児期からの生活習慣予防の啓発	実施
生活習慣（早寝、早起き、朝ごはん）定着の啓発		実施	
	子育て情報発信の充実	子育てポータルサイトの実施	実施
未来を拓く学びプロジェクト	幼児教育の推進	幼児教育振興に関するプログラムの策定	策定
		幼保小連携の推進	実施
	特色ある学校教育の推進	小中一貫教育の推進	実施
家庭形成学習の推進		未実施	
子どもの交流活動プロジェクト	放課後活動の促進	放課後子どもプランの推進	実施
		児童・青少年の居場所づくりの検討	検討
	遊び場の充実	公園・緑地・児童遊園整備の充実	実施
ワークライフバランスプロジェクト	多様なニーズに応じた保育サービスの充実	乳児保育の充実	実施
		一時保育の拡充	実施
		発達支援保育（学童保育）の充実	実施
		休日保育実施の検討	検討
		病児・病後児保育実施の検討	検討
		保育所の民営化・統合の推進	一部未実施
	母子家庭の就労支援	高等技能訓練費助成制度の実施	実施
子育てしやすい職場環境の充実	ワークライフバランス啓発事業の実施	実施	

子育て応援社会 プロジェクト	地域全体で子育てを支える仕組みづくり	子育て応援運動の実施	実施
		子育て支援フォーラムの実施*	実施
		子どもの権利に関する啓発	実施
		子育て団体やサークルへの支援	実施
	地域における安全安心の確保	地域安全マップづくり	実施
子ども・若者支援 プロジェクト	総合サポートシステムの充実	総合サポートシステムの充実	実施
	相談事業の実施	臨床心理士による「すまいる心の相談」の実施	実施

*「子育て支援フォーラム」については、親子が楽しめる「子育て支援まつり」として実施

3 プランの点検・評価

計画における新規・拡充事業及び継続事業を実施して、本計画の目的である「子どもを生み育てることが幸せと感じられ、子どもの笑顔があふれるまち」の達成度を計るために設定した成果指標の目標達成状況は次表のとおりです。

合計特殊出生率は、目標値に達したものの、その他の項目については、目標達成には至らず、平成21年度調査数値を下回る数値の項目が多数でした。

依然として、保護者の子育てに関する不安感・負担感は大きく、三条市の子育て支援についても市民の満足度は厳しい評価となっています。

そこで、市民のニーズを的確に捉え、更なる子育て支援の充実に努めていく必要があります。

	成果指標	H21年度 調査時	目標値	H25年度 調査時	目標 達成状況
1	合計特殊出生率	1.46	1.51	1.54	達成
2	子育てに不安感を感じている人の割合	63.7%	50%	70.5%	未達成
3	子育てについて気軽に相談できる人がいる割合 (市の相談機関も含む)	84.7%	95%	87.3%	未達成
4	子育てを負担と感じている人の割合	35.7%	25%	38.4%	未達成
5	子育てに幸せを感じている人の割合	97.7%	99%	92.0%	未達成
6	父親が育児をしていると思う人の割合	79.3%	90%	72.8%	未達成
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合	67.8%	80%	60.4%	未達成
8	保育(学童保育含む)サービスが充実していると思う人の割合	57.7%	70%	32.4%	未達成
9	およそ3年前と比べて三条市が子育てしやすい まちになったと思う人の割合	52.3%	70%	47.9%	未達成
10	三条市の子どもが生き生きしていると思う割合	66.8%	80%	62.4%	未達成

*合計特殊出生率については、平成20年、平成24年数値

第2章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

○国の基本指針に基づき、計画策定の背景及び目的を記載する。

2 計画の期間

○平成27年度から平成31年度までの5か年

3 計画の対象

○妊娠期から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの概ね20歳までの子ども・若者とその家庭
○施策の内容により、対象の年齢に幅を持たせ柔軟な対応を行う。

4 計画の位置づけ

○子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○「三条市総合計画」を上位計画として、市の関連計画との整合性を図りながら作成

第3章 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

○三条市における人口や年齢別就学前児童数の推移、合計特殊出生率の比較、ひとり親家庭の推移など
子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状を記載する。

2 三条市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

○すまいる子どもプランの総括を踏まえた課題を記載する。

第4章 計画の基本的な考え方

1 目標

○すまいる子どもプランの目標や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱」を踏まえ記載する。

2 基本理念

○新たに設定した目標に基づき、基本理念を記載する。

第5章 計画の施策体系と取組・事業

○すまいる子どもプランの6つのプロジェクトを再整理し、5年間の新規・拡充事業及び継続事業を各プロジェクトごとに記載する。

○区域設定する教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業についても、この章において、目標（平成31年度の確保内容）及び施設・事業ごとの見込みの算定の考え方を記載する。

【参考1】国が示す事業計画の内容

1 教育・保育事業

◆施設型給付

- ◇ 認定こども園
- ◇ 幼稚園
- ◇ 保育所

◆地域型保育給付

- ◇ 小規模保育（定員6人～19人の保育施設）
- ◇ 家庭的保育（保育ママ）
- ◇ 居宅訪問型保育（ベビーシッター）
- ◇ 事業所内保育施設

2 地域子ども・子育て支援事業

- ◇ 利用者支援事業
- ◇ 地域子育て支援拠点事業
- ◇ 妊婦健康診査
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業
- ◇ 養育支援訪問事業等
- ◇ 子育て短期支援事業
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業
- ◇ 一時預かり事業
- ◇ 延長保育事業
- ◇ 病児保育事業
- ◇ 放課後児童クラブ
- ◇ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ◇ 多様な主体が参画することを促進するための事業

【参考2】事業計画に記載すべき事項

1 必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域
- (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の確保方策
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の確保方策
- (4) 教育と保育の一体的提供に関する考え方と推進体制

2 任意記載事項

- (1) 事業計画の理念等
- (2) 産休及び育休後における教育・保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 虐待防止、母子・父子家庭支援、障害児施策等について県との連携に関する事項
- (4) ワーク・ライフ・バランスの確保のために実施する雇用環境整備との連携に関する事項
- (5) 事業計画の作成の時期に関する事項
- (6) 事業計画の期間に関する事項
- (7) 事業計画の達成状況の点検及び評価に関する事項

【参考3】事業計画作成のイメージ

1 教育・保育提供区域

- 事業計画においては、地理的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされている。
- 事業計画では、設定した区域ごとに各事業の「量の見込み」「確保方策」を明示し、需要調整を行うことが求められている。
- 教育・保育提供区域は、事業計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本となる。
- ただし、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用実績が異なる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定するこ

とも可能とされている。

【想定される教育・保育提供区域】

- ◆行政地区 4区域（嵐北地区、嵐南地区、栄地区、下田地区）
- ◆中学校区 9区域（第一中学校区、第二中学校区、第三中学校区、第四中学校区、本成寺中学校区、大崎中学校区、大島中学校区、栄中学校区、下田中学校区）
- ◆小学校区 21区域（三条小学校区、一ノ木戸小学校区、嵐南小学校区、裏館小学校区、上林小学校区、井栗小学校区、旭小学校区、西鱈田小学校区、月岡小学校区、大崎小学校区、保内小学校区、大島小学校区、須頃小学校区、栄中央小学校区、栄北小学校区、大面小学校区、長沢小学校区、笹岡小学校区、大浦小学校区、森町小学校区、飯田小学校区）

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

- 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策については、教育・保育提供区域ごとに以下の表を作成する必要がある。
- 量の見込みの不足を解消する期限については、「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末までとされている（待機児童ゼロ）。
- 教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請があった場合、当該事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員が、既に必要定員総数に達している、又は認可することによって必要定員総数を超える場合を除いて、原則認可しなければならない。
- 確保の内容には、施設型給付の対象とならない私立幼稚園なども含めて記載することも可能とされている。

【計画の作成イメージ】

		1年目				2年目				・・・
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		3-5歳教育のみ	3-5歳保育あり	0歳保育あり	1-2歳保育あり	3-5歳教育のみ	3-5歳保育あり	0歳保育あり	1-2歳保育あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	100人	200人	300人	200人	100人	200人	・・・
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	80人	160人	300人	200人	90人	190人	・・・
	地域型保育事業	/	/	10人	10人	/	/	10人	10人	・・・
②-①		0人	0人	▲10人	▲30人	0人	0人	0人	0人	・・・

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 地域子ども・子育て支援事業についても、幼児期の学校教育・保育と同様に、教育・保育提供区域ごとに以下の表を作成する必要がある。
- 地域子ども・子育て支援事業には認定区分の概念がないのに加え、実態に応じて事業ごとに教育・保育提供区域を設定することも可能とされている。
- 放課後児童クラブの実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室との連携に努めることとされている。

【計画の作成イメージ】

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	
①量の見込み	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	・・・
②確保の内容	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	・・・
②-①	0人	0人	0人	・・・

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	・・・
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	・・・
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0人	・・・

⋮ ※ 事業ごとに記載
⋮

第6章 計画の推進

○子ども未来委員会において毎年度点検・評価を行う旨を記載する。

第7章 資料

1 統計資料

○子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 等

2 関係法令

○子ども・子育て支援法

○次世代育成支援対策推進法

○子ども・若者育成支援推進法 等